

原著

## 『日本三代実録』にみる医学記事について

### On various medical articles presented in *Nihon Sandai Jituroku*

鈴木 英鷹

**要約:**『日本書紀』の後をうけ、8世紀末から10世紀には『続日本紀』『日本後紀』『続日本後紀』『日本文徳天皇実録』『日本三代実録』の5つの勅撰史書が成立した。6番目の勅撰史書である『日本三代実録(三代実録)』を史料として、医学記事を抽出し年表を作成した。この年表から『三代実録』で採り上げられている医学記事のうち、①感染症に関する記事(咳逆、赤痢)、②精神医学に関する記事(病名、自殺、アルコール精神障害)、③多産に関する記事、④奇形に関する記事について解説を行った。

**Key Words:** 日本三代実録、平安時代、医学史、医学記事

#### 1. はじめに

『日本書紀』の後をうけ、8世紀末から10世紀には『続日本紀』『日本後紀』『続日本後紀』『日本文徳天皇実録(文徳実録)』『日本三代実録』の5つの勅撰史書が成立した。これら5つの史書と『日本書紀』をあわせて六国史という。著者はこれまでに、『続日本紀』を題材に奈良時代の医療福祉<sup>1) 2)</sup>、『日本後紀』<sup>3)</sup>、『続日本後紀』<sup>4)</sup>、『日本文徳天皇実録』<sup>5)</sup>を題材に平安時代初期の医療福祉について報告してきた。この論文では六国史の最後をかざる『日本三代実録(以下、三代実録と記す)』を題材として、平安時代初期の医療福祉の実態を明らかにする端緒

として医学に関する記事を抽出し年表を作成した。

『三代実録』は50巻よりなり、清和、陽成、光孝三代の天皇の治世(858-887)を扱い、結果として最後の国史となった。寛平4年(892)に編纂に着手され、源能有、藤原時平、菅原道真、大蔵善行、三統理平が撰者にえられた。完成は延喜元年(901)であった。年中行事や勘文、詔勅、上表文を大幅に採録し、記事の詳細さが特色である。

#### 2. 『日本三代実録』からの医学記事の抽出と年表の作成

戎光祥出版刊の『読み下し日本三代実録』上巻下巻を基本史料として<sup>4)</sup>、医療や福祉に関する

Hideo Suzuki, M.D., Ph.D.  
2006年4月～2011年3月 本学リハビリテーション学部 教授  
2011年4月～ 帝塚山学院大学人間科学部 教授  
本学非常勤講師  
2012年10月23日 逝去

る記事を抽出し年表を作成した(表)。その結果、これらの年表から『三代実録』で採り上げられている医学記事のうち、①感染症に関する記事(咳逆、赤痢)、②精神医学に関する記事(病名、自殺、アルコール精神障害)、③多産に関する記事、④奇形に関する記事について解説した。

### 3. 解説

#### 1) 感染症に関する記事

「咳逆」は伝染性の咳嗽病であって、現在の流行性感冒、インフルエンザに類するものと考えられる<sup>6) 7)</sup>。平安時代においては度々流行を来しその都度多数の死者を出している。咳逆の第1次の流行は貞観4年(862)の冬発生し、同5年6年と2年にわたって流行した。これに関する『三代実録』の記事は以下の如くである。

- ・貞観5年(863)正月の記事「去年の冬の末より是の月に至るまで、京城と畿内畿外と多く咳逆を患ひ、死者甚だ衆かりき」
- ・貞観5年(863)3月の記事「勅して幣を七道の諸國の名神に班ち給ひき。今の春咳嗽流行して人多く疫み死に、仍りて名社の神明に禱りにしに感有りき。因りて賽せしなり」
- ・貞観7年(865)4月の記事「内裏並びに諸司諸所に名僧一人を延きて十善の戒を受け、般若心經を讀ましめ、僧俗讀みし所の經の卷數を、各別に録して奉進りき。去年天下咳逆の病を患ひ、今年内外に疫の氣の萌せる有り。故に經を轉じて攘ひき」

咳逆の第2次の流行は貞観14年(872)正月に始まり、同年夏まで流行した。これに関する『三代実録』の記事は以下の如くであり、今次の流行が渤海からもたらされたものと考えていたことがわかる。

- ・貞観14年(872)正月の記事「是の月、京邑の咳逆の病發り、死亡むる者衆かりき。人間言はく、『渤海の客來り、異土の毒氣の然

らしむるなり』と」

- ・貞観14年(872)3月の記事「太政大臣咳逆を患ひ、去る二月十五日に禁中の直廬より出でて、私第に在りき」
- ・なお富士川の『日本疾病史』では、『三代実録』貞観4年(862)1月の記事として「去年の冬の末より、京城と畿内畿外と多く咳逆を患ひ、死者甚だ衆かりき」を挙げているが<sup>8)</sup>、この記事は見当たらない。また富士川、服部が指摘しなかった咳逆の記事を『三代実録』から拾ってみると以下の如くである。
- ・貞観5年(863)正月の記事「内宴を停じき。天下咳逆の病を患へるを以てなり」
- ・貞観5年(863)5月の記事「近代以來、疫病繁りに發りて、死亡するもの甚だ衆し。……此の災は御靈の生す所なりと。……今茲春の初め、咳逆、疫と成りて、百姓多く斃れ、朝廷爲に祈り、是に至りて乃ち此の會を修ず」
- ・貞観7年(865)正月の記事「太政大臣去冬より寢疾彌留なり」

貞観7年(865)正月の記事では、咳逆の第1次流行にあたる貞観6年(864)の冬より太政大臣藤原良房が寢込んでいた。また貞観14年(872)3月の記事においても良房は咳逆を患って自宅養生しており、この咳逆の予後が悪かったのか、良房は貞観14年(872)9月に68歳で亡くなった。

『三代実録』で赤痢について言及したのは、貞観3年(861)8月の記事「是の月、又赤痢を患ふ者衆かりき。十歳已下の男女兒の、此の病に染み苦みて死ぬる者衆かりき」1件のみである。富士川によるとこの記事が赤痢という病名の初出であるという<sup>9)</sup>。

#### 2) 精神医学に関する記事

##### ①病名

- ・貞観8年(866)7月の告文の中で、「……若し狂人の國家を亡さむと謀る事ならば……」

とあり、『続日本後紀』承和15年(848)正月の記事(「陰明門に乱入しようとした狂人がいた」と同様、精神障害者を狂人と表現している。

精神障害の代表的な病名として「癲狂」が挙げられるが、これは718年に編纂された養老律令に登場する<sup>10)</sup>。この癲狂についての解釈は、養老律令の公定解釈書である『令義解』に記載がある。これによると癲狂とは「癲<sup>よだれあわ</sup>というは、発するとき地にたおれ涎沫を吐き、覚ゆることなきなり。狂はあるいは妄触して走らんと欲し、自ら高賢とし、聖神と称するなり」としている。癲については癲癇の大発作、今日については躁病や統合失調症の精神運動興奮や誇大妄想を思わせる記述である。貞観年間(859-876)成立の『令集解』には「癲狂とは癲病、狂病の2種の病をいう。癲疾は妊娠中に母親が驚くことがあるとその気が上って下らなくなるために起こる。10歳以上を癲とし、10歳以下を癇という」とあり、癲と癇と狂を区別している。これらの記載は『素問』『靈枢』や隋時代の医学書の癲狂の記載をほぼ踏襲したものである。

承平年間(931-937)に編纂された『和名類聚鈔』には、癲狂の説明で、俗に言う「ものくるひ」とかかれており、当時精神障害をあらわす和名として「ものくるひ」があったことがわかる。また失意を表す「こころまどひ」酒乱を表す「さかかり」の和名も記載されている。「ものくるひ」については『枕草子』などにも「ものくるほし」という言葉がしばしば登場するので、日常用語としても流通していたことが推測できる。『三代実録』貞観16年(874)6月の記事では「右近衛の清井冬行、病の後狂<sup>くる</sup>ひて、馬に騎り、馳せて郁芳門より入りき」とあり、「狂發」を「くるひ」という和名でもって読める。

## ②自殺

『三代実録』では自殺の記事は2件みられた。元慶8年(884)6月の記事「偷兒民部の廩院の倉に入りて米一斛五斗を盗み取り、夜を行る者

の爲に捕得せられき。偷兒刀を引き自ら刺して死なず、檢非違使をして獄に送り入れしめき」と仁和元年(885)6月の記事「偷兒民部の廩院の倉に入りて米一斛五斗を盗み取り、夜を行る者の爲に捕得せられき。偷兒刀を引き自ら刺して死なず、檢非違使をして獄に送り入れしめき」である。この2件の記事は内容が同一なので重複と考えられるが、どちらの記事が事実を反映しているかは不明である(『三代実録』の伝本は良好なものがなく、錯簡のある状況である)。いずれにせよこの自殺は、米を盗みに入った盗賊が捕まり、観念したのか自ら持っていた刀で自身を刺したが未遂に終わったという内容であり、盗賊の性別、年齢、刀を刺した部位は不明である。

六国史の自殺記事は、『日本書紀』32事例、『続日本紀』5事例、『日本後紀』4事例であり<sup>11) 12)</sup>、『続日本後紀』と『文徳実録』では自殺記事の記載はなかった。社会病理現象である自殺が『続日本後紀』や『文徳実録』において皆無なのは不自然と思われ、史書は編纂方針により採択される記事が影響を受けることの傍証ともいえる。六国史の自殺記事を振り返ってみると、『日本書紀』32事例のうち、性別が確定できる事例は28事例で、75%が男性であった。32事例の自殺方法としては、「自経(縊死)」、「頸を刺す」、「自刎(自分で首をはねる)」など首に関係する方法が約44%を占めていた。自殺理由としては、道徳・慣習上犠牲となったり、あるいは法律に背いた自責観念によるものが多くみられた。『続日本紀』5事例のうち、性別が確定できる事例は4事例で、すべて男性であった。5事例の自殺方法については、「自経(縊死)」4事例、「不明」1事例であった。5事例の自殺理由は、「勝を得ざるを知り」「詰問に苦しみて」「左遷に失望して」「詐欺」「印書偽造」がそれぞれ1事例であった。『日本後紀』4例は、すべて性別が確定でき男性2事例、女性2事例であった。

4事例の自殺方法については、「服毒」3事例、「自経」1事例で、ここで六国史では初めて自殺方法として、「服毒」がみられた。4事例の自殺の理由については、「勝を得ざるを知り」3事例、不明1事例であった。

### ③アルコール精神障害

『三代実録』でアルコールに関する記事は3件みられる。アルコール依存と考えられる記事は、清原秋雄が出任する暇もないほどに飲酒が過ぎていたという事例（貞観16年（874）4月の記事「清原秋雄は細行を脩めず、飲酒過差に、晩節は沈酔して、日に給するに暇あらざりき。」）と多治真人貞岑が家のことを気にせずに一日中清酒を飲んでたという事例（貞観16年（874）11月の記事「多治真人貞岑卒す。晩年閑居し、愛樂して酒に沈み、酩酊して日を送り、家事を問はず、常に清酩に對して友を招きて酌みき」）である。また病的酩酊によるものか一過性の興奮によるものかは明らかでないが、飲酒の上での殺人の事例もみられる（貞観8年（866）10月の記事「讃岐國の浪人江沼美都良麻呂、香河郡の百姓縣春貞を殺す。・・・美都良麻呂、春貞の宅に相共に飲酒し、言論を相ひ闘はす」）。

六国史で「アルコール精神障害に関する記事」は『日本後紀』『続日本後紀』『文徳実録』ではほとんどみられず、『続日本紀』においてみられ、葦原王の殺人により遠流の記事がこれにあたる<sup>1)</sup>。天平宝字5年（761）3月「葦原王、刃を以て人を殺すに坐して、姓を龍田真人と賜ひて多嶺嶋に流さる。男女六人復命せて相隨はしむ。葦原王は三品忍壁親王の孫、從四位下山前王の男なり。天性凶惡にして、喜びて酒肆に遊ぶ。時に御使連磨と博飲して忽ちに怒を發して刺し殺し、その股の完を屠り便ち胸の上に置きて膾す」の記事は、葦原王が異常酩酊であったことを連想させてくれる事例である。『続日本紀』の記事では、本来ならば死罪は免れないが、葦原王が皇族の一員であるため、法の通りに処刑

するに忍びず、王名を奪って流罪にしたという。現代のアルコール関連犯罪の鑑定基準は、単純酩酊では完全責任能力、複雑酩酊では限定責任能力、病的酩酊では責任無能力となっているが、王の記事を読む限り、奈良時代にはアルコール関連犯罪に対しては免責がないようである。獄令では80歳以上、10歳以下の者、廢疾者、懷妊中の者、侏儒などの者達は死罪にあたる罪を犯しても拘禁されないとある（狂については廢疾よりも重い篤疾の部類に属するので当然この条項の適応をうけることになる）。奈良時代では、廢疾にあたる癡（精神遲滯）にある者や篤質にあたるは癡狂者の犯罪に対しては刑の減刑があるのに対して、アルコール関連犯罪ではそれが無い。その理由として、仏教では飲酒そのものが罪であることや酒癖の悪さによる事件が多発したことによることが考えられ、天平宝字2年（758）2月には「供祭・療患を除く以外は、酒飲むこと得ざれ」との詔が出ている。

### 3) 多産記事について

『三代実録』において、一時に3人以上の子を産んだ多産者に関する記事は3條あった。列挙すれば、貞観3年（861）6月の記事「伊勢國朝明郡の人、六人部津根麻呂の妻秦美豆岐、一たびに三男を産みき。稻三百束を給ひ、乳母一人を充て、三箇年間給するに公糧を以てしき」、貞観7年（865）12月の記事「阿波國板野郡の人百濟岑子女、三の男を一たびに産む。稻三百束、乳母一人を給ひき」、貞観14年（872）8月の記事「備後國安那郡の人安那豊吉賣、三男を一に産みき。稻三百束、乳母一人を給ひ、三年の間糧を給ひき」である。

六国史において一時に3人以上の子を産んだ多産者に関する記事は、『日本書紀』1條、『続日本紀』18條（ただしうち1條は2人ずつ3回の多産）、『日本後紀』10條、『続日本後紀』4條、『文徳実録』1條である<sup>4) 5) 13)</sup>。

『続日本紀』にみえる18條の記事でまず注意されるのは、多産者の関係する土地の分布である。京・大倭・河内・山背・摂津の畿内と、美濃・常陸・遠江・参河・下総の東海、東山両道都が主で、それ以外では土佐と丹後があるにすぎない。多産という生理的現象に地域的な差があったとは考えられないから、記録上の地域的偏向は、当時の政府の持っていた政治的配慮から生じたものと解すべきである。即ち政府のある帝都およびこれに近接する畿内地方と、朝廷の勢力の基盤のなした東国とを重視する大化以前の風潮が奈良時代にも引き続き存して、この地方の人口増加を奨励するために、多産に対する褒賞を特にこの地方に行ったと考えられる<sup>14)</sup>。

『日本後紀』に見られる多産記事では、桓武天皇から嵯峨天皇までの三代は東国に限られているのに対し、淳和天皇の代には西海、山陰、北陸、東海の諸道に及んでいる。『続日本後紀』に見られる多産記事でも、山陰（因幡）、北陸（加賀）、東海（遠江）、東国（常陸）の諸道に及んでいる。このように奈良朝における東国重視の傾向は平安初頭の三代に引き継がれたが、それ以後には解消してしまったと考えられる<sup>14)</sup>。

『続日本後紀』以降の多産記事でみられる土地の分布では、『続日本後紀』で加賀、因幡、常陸、遠江、『文徳実録』で大宰府（壹岐島）、『三代実録』で伊勢、阿波、備後である。多産記事は『続日本紀』18條、『日本後紀』10條と比較すると、『続日本後紀』以降の多産記事の事例数は少ないが、多産者の関係する土地の分布では、加賀、因幡、常陸、遠江、大宰府（壹岐島）、伊勢、阿波、備後と諸道に及んでいるようである。

#### 4) 奇形に関する記事

人の奇形記事は2件みられ、アルビノと鎖肛の事例である。アルビノの事例は、貞観8年(866)

7月の記事である（紀伊國言へらく、『伊都郡の人六人部由貴繼、白人男女二人を生む。男は年二歳、長二尺四寸、女は五歳、長三尺一分なり。兩兒生まれて肌膚、鬢髮、眉、眼、身を舉げて純白雪の如し。因りて暗夜には見るを得れども、白日には向ふこと能はず。父母隱藏して養成へり。今其の形を圖きて進る』と）。アルビノはメラニン生合成に係わる遺伝情報の欠損により先天的にメラニンが欠乏する遺伝子疾患、ならびにその症状を伴う個体のことをさす。従来は「白子」と表現されてきたが、差別的な意味合いが含まれているという見方から近年は避けられる傾向にある。貞観8年(866)7月の記事では「暗夜には見るを得れども、白日には向ふこと能はず」と羞明の症状の記載がみられる。

また上記の記事は六国史上唯一、小児の身長に言及している。記載では男満2歳として72cm、女満5歳として90.3cmということであるが、これを現在のデータに照らし合わせてみる（平均±2SD）。現在の子供の年齢別平均身長では男満2歳では85.4±6cm、女満5歳では106.2±8.4cmであることから、貞観8年(866)7月の記事では、男女ともに平均マイナス4SDとなりかなり現在の子供と比較して低身長であり、その原因は低栄養であろう。

低身長とは対局をなす6尺以上の高身長についての記事は以下の4件みられた。

- ・貞観元年(859)12月の記事「從四位上行攝津守滋野朝臣貞雄卒しき。身長六尺餘」
- ・貞観8年(866)5月の記事「相模、武藏、上總、下總、常陸等の國に下知し、長人の六尺三寸以上の者を選びて進らしめき」
- ・貞観8年(866)9月の記事「紀夏井は左京の人、美濃守從四位下善岑の第三子なり。夏井、眉目疎朗にして身長六尺三寸なり」
- ・貞観9年(867)5月の記事「大納言正三位平朝臣高棟薨じき。高棟は長六尺、鬢髯美しかりき」

鎖肛の事例は、仁和元年（885）閏3月の記事である（左辨官の使部大石益行の妻、女を産みき。臀の大孔無く糞口より出でき。但し其の陰は常人の如し。數日にして死にき）。鎖肛は出生数千人に一人の割合で発生し、消化管の先天異常の中で最も多い病気であるが、鎖肛に言及した記事は六国史上この記事のみである。

人のみならず動物の奇形も珍しかったのであろう。動物の奇形は貞観17年（875）5月の記事（伯耆國言しけらく、『牛有りて犢を生む、一身にして兩頭、三眼三角二口、面各相背きて遍身灰色なり。既に産みし後、母は狼の爲に害せられ、犢も亦死にき』と）にみられる。

#### 4. おわりに

勅撰史書を題材として平安時代初期の医療福祉について検討した研究は殆どない。そこで本論文では6番目の勅撰史書である『日本三代実録』を史料として医学記事を抽出し年表を作成し、若干の医学記事についての解説を試みた。さらに作成した年表を元に医学記事を詳細に検討し、平安時代初期から中期の医療福祉分野の特徴を明らかにしていきたいと考えている。

#### [文献]

- 1) 鈴木英鷹 奈良時代の精神医学(精神医学の萌芽). 精神医学 2009, 51(2): 137-145.
- 2) 鈴木英鷹 『続日本紀』にみる奈良時代の医療福祉. 大阪河崎リハビリテーション大学紀要 2009, 3(2): 3-22.
- 3) 鈴木英鷹 『日本後紀』にみる平安時代初期の医療福祉(桓武天皇から淳和天皇時代まで). 大阪河崎リハビリテーション大学紀要 2011, 5: 39-62.
- 4) 鈴木英鷹 『続日本後紀』にみる平安時代初期の医療福祉(仁明天皇時代). 帝塚山学院大学人間科学部研究年報 2011, 13:42-58.
- 5) 鈴木英鷹 『日本文徳天皇実録』にみる平安時代初期の医療福祉. 帝塚山学院大学人間科学部研究年報 印刷中
- 6) 富士川 游 “日本疾病史” 平凡社, 東京, 1969, p.243.
- 7) 服部敏良 “平安時代医学史の研究” 吉川弘文館, 東京, 1955, p.204-206. 服部敏良 “王朝貴族の病状診断” 吉川弘文館, 東京, 1975, p.
- 8) 富士川 游 “日本疾病史” 平凡社, 東京, 1969, p.250.
- 9) 富士川 游 “日本疾病史” 平凡社, 東京, 1969, p.299.
- 10) 鈴木英鷹 本多義治 本多秀治 野村和樹 江戸時代における精神神経疾患の位置づけ. 精神医学史研究 2007, 11: 108-114.
- 11) 鈴木英鷹, 野村和樹 古代の日本人の自殺について(『日本書紀』の自殺記事による検討). 精神医学 2011, 53: 191-196.
- 12) 鈴木英鷹 奈良から平安初期における日本人の自殺(『続日本紀』『日本後紀』による検討). 日本医事新報 2010, 4517: 95-98.
- 13) 鈴木英鷹 古代の多産. 産科と婦人科 2010, 77: 1245-1249.
- 14) 直木孝次郎 続日本紀の多産記事. 続日本紀研究 1961, 8(3): 151-153.

表 三代実録 医学記事年表

西 暦	年 号	天 皇	事 項
858	天安2年	清和	11月、詔「・・・並びに天の下の僧尼の年八十已上なるに物施し賜ふ。又左右京五畿内の鰥寡孤獨、自ら存ふことえせぬ者、及び天の下の侍給れる人等に、御物給ふ。又天の下の百姓の半徭免し給ふ。」
859	貞観元年	清和	2月、典薬頭従五位上出雲朝臣岑嗣を備中國に遣りて、石鍾乳を採らしめ給ひき。 2月、右大臣従二位兼行左近衛大将藤原朝臣良相奏請しけらく、『私第一區を以て崇親院を建て、藤原氏の女の居宅無き者を安置き、便ち施薬院に隸かしめ、凡そ厥の須みる所の付物は施薬院司をして之れを掌らしめ、又延命院を建て、院は便ち勸學院に隸かしめ、藤原氏の病患有る者を安置かん』と。 4月、武藏國の去秋の水澇、下野國の大風、陸奥國の洪水、出羽國の霜雹、加賀國の水旱、出雲國の秋寒、並びに之れを賑給しき。 6月、霖雨未だ霽れず。京邑の飢乏者に賜ひき。 12月、従四位上行攝津守滋野朝臣貞雄卒しき。身長六尺餘。
860	貞観2年	清和	2月、僧正傳燈大法師位眞儕卒しき、・・・嵯峨天皇、其の苦行を聞きて内供奉十禪師と爲し給ふ。天安二年八月、文徳天皇寢病し給ひ、眞儕看病に冷然院に侍す。 6月、土左國播多郡の地一十町を施薬院に賜ひき。 閏10月、使者を分ち遣りて京師の貧窮者に錢米を賜ひき。今日皇太后宮の齋講畢りしを以ての故なり。
861	貞観3年	清和	5月、詔「左右京職、五畿内の國、百姓の口分田を班給せよ。」 6月、伯耆國八橋、汗入、會見、日野の四郡、去年九月、水災に遭ひて百姓の損はれし者多し。詔して二箇年を復優し給ひき。 6月、伊勢國朝明郡の人、六人部津根麻呂の妻秦美豆岐、一たびに三男を産みき。稻三百束を給ひ、乳母一人を充て、三箇年間給するに公糧を以てしき。 8月、是の月、又赤痢を患ふ者衆かりき。十歳已下の男女兒の、此の病に染み苦みて死ぬる者衆かりき。
862	貞観4年	清和	2月、出雲國の出雲、大原の兩郡、去年風水あり霜殞ちて多く損傷を被る。詔して課役一年を復したまひき。 5月、美濃國の土岐、惠奈の兩郡、百姓の弊亡特に甚し。復一年を給ひき。 6月、五月より霖雨ふり、京邑飢饉す。使者を頒ち遣して賑給せしめき。

863	貞観5年	清和	<p>7月、常陸國河内、信太、鹿島、那賀、多珂の五箇郡、頻年水旱疾疫あり、復二年を給ひき。</p> <p>12月、典藥寮に始めて寮掌一員を置きき。</p> <p>正月、内宴を停じき。天下咳逆の病を患へるを以てなり。</p> <p>正月、御在所及び建禮門、朱雀門前に大祓の事を修しき。以て災疫を攘ひしなり。正月、京師の飢病尤も甚しき者を賑給しき。去年の冬の末よりは是の月に至るまで、京城と畿内畿外と多く咳逆を患ひ、死者甚だ衆かりき。</p> <p>2月、大和和泉の兩國飢ゑ疫む。賑給しき。</p> <p>3月、勅して幣を七道の諸國の名神に班ち給ひき。今の春咳嗽流行して人多く疫み死に、仍りて名社の神明に禱りしに感有りき。因りて賽せしなり。</p> <p>5月、近代以來、疫病繁りに發りて、死亡するもの甚だ衆し。・・・此の災は御靈の生す所なりと。・・・今茲春の初め、咳逆、疫と成りて、百姓多く斃れ、朝廷爲に祈り、是に至りて乃ち此の會を修ず。</p> <p>6月、越中越後等の國、地大いに震ひき。陵谷處を易へ、水泉湧き出で、民の蘆舎を壊ち、壓死する者衆かりき。</p> <p>6月、美濃國土岐、惠奈兩郡の百姓の課役一年を復しき。</p> <p>閏6月、京師飢う。賑給しき。</p> <p>8月、傳燈法師位善行を以て、内供奉十禪師と爲しき。</p> <p>10月、出雲國の百姓の課役一年を復しき。</p>
864	貞観6年	清和	<p>正月、天の下の僧尼の年八十已上に物施したまふ。・・・諸老人の年百歳已上には穀伍斛賜ふ。九十已上には參斛、八十已上には壹斛なり。鰥寡孤獨、篤疾重病、自ら存ふことえせぬ者には、物量り給ふべし。又天の下の百姓の徭十日免し賜ふ。</p> <p>3月、傳燈法師位願祥を以て内供奉十禪師と爲しき。</p> <p>5月、霖雨ふりき。京師の隱居して飢ゑ病む者に特に賑恤を加へき。</p> <p>7月、加賀出雲の兩國に疾疫ありき。</p> <p>11月、勅して五畿内、并びに山陽南海の兩道にして、預め疫癘を鎮謝し、兼ねて般若大乘を轉讀せしめ給ひき。</p> <p>11月、勅して下總國葛劔、印幡、相馬、埴生、猿嶋の五郡の百姓の調庸二年を復し給ひき。往頻に水旱を憂へしを以てなり。</p>
865	貞観7年	清和	<p>正月、勅「災を未萌に防ぎて慶を將來に延すは、誠に是れ佛法の力、經王の功なり。宜しく一七日の間、十五大寺をして大般若經を讀み奉り、其の攝むる所の諸寺をして金剛般若經をよみ奉らしむべし。」</p> <p>正月、太政大臣去冬より寢疾彌留なり。</p> <p>2月、鰥寡孤獨の自ら存ふこと能はざる者には、量りて優賑を加へて支濟</p>

865	貞観7年	清和	<p>するを得しめよ。・・・又鰥寡孤獨の自ら存ふこと能はざる者には、救急の義倉の内を以み、國司相量りて給すべし。</p> <p>4月、内裏并びに諸司諸所に名僧一人を延きて十善の戒を受け、般若心經を讀ましめ、僧俗讀みし所の經の卷數を、各別に録して奉進りき。去年天下咳逆の病を患ひ、今年内外に疫の氣の萌せる有り。故に經を轉じて攘ひき。</p> <p>4月、傳燈大法師位眞延を以て内供奉十禪師と爲しき。</p> <p>5月、僧四口を神泉苑に延きて般若心經を讀ましめ、又僧六口を七條大路の衢と朱雀道の東西とに分ち配りて、朝夕の二時に般若心經を讀ましめ、夜は佐比寺の僧惠照をして、疫神の祭を修し、以て災疫を防がしめき。預め左右京職に仰せて、東西九箇條の男女をして、人別に一錢を輸して僧の布施供養に充てしめき。京邑の人民をして功德に頼りて天行を免れしめんとせしなり。</p> <p>8月、連年早疾ありて黎庶弊亡す。四年の間、毎年四の郡に更課役を復しき。</p> <p>12月、武藏國早して霜ふる。優みて一年を復しき。</p> <p>12月、讃岐國三野郡託磨の牧を停廢しき。</p> <p>12月、阿波國板野郡の人百濟岑子女、三の男を一たびに産む。稻三百束、乳母一人を給ひき。</p>
866	貞観8年	清和	<p>2月、勅して十一の僧を遣り、攝津國住吉神社に向きて、金剛般若經三千卷、般若心經三萬卷を轉讀し、以て神の心に謝し奉り、兵役を消伏せしめ給ひき。</p> <p>閏3月、京城の貧窮者を鴨河の邊に召し集へて、新錢五萬文、飯二千五百裹を以て頒ち給ひき。</p> <p>閏3月、士民の博士醫師と爲りし者は、二箇年の間事力を給はざらんことを。</p> <p>閏3月、美作國飢ゑ疫む。賑給しき。</p> <p>閏3月、崇福寺に、廿の僧を請じ、限るに七日を以てして大般若心經を轉讀せしめ、梵釋寺に、十の僧を請じて四王の祕法を修せしめ、七日を限りて訖りき。並びに以て災變を消さんとせしなり。</p> <p>4月、尾張、阿波兩國に風澇ありて百姓飢饉す。尾張國の正稅稻六萬束と阿波國の八萬束とを借貸しき。以て民の弊を救ひしなり。</p> <p>5月、伊賀國飢う。賑給しき。</p> <p>5月、紀伊國飢う。賑給しき。</p> <p>5月、京師飢儉す、之を賑しき。</p> <p>5月、相模、武藏、上總、下總、常陸等の國に下知し、長人の六尺三寸以上の者を選びて進らしめき。</p> <p>5月、備前國に早疫あり。正稅十萬束を以て、窮民に假貸しき。</p>

866	貞観8年	清和	<p>5月、勅して内供奉十禪師傳燈大法師位圓珍をして、眞言止観の兩宗教を弘傳しめ給ひき。</p> <p>6月、伊勢、因幡國に飢疫あり。並びに賑給しき。</p> <p>6月、五畿七道をして、境内の諸神に奉幣せしめ、兼ねて金剛般若經を轉讀せしめき。早しければなり。</p> <p>6月、武藏國、去年風雨あり、今年飢旱す。賑給しき。</p> <p>6月、志摩國飢ゑ疫む。尾張國の正税の穀を以て賑給しき。</p> <p>6月、是の月、天下大いに早して、民の飢餓するもの多かりき。</p> <p>7月、伊勢國大神宮の封の多氣、度會兩郡の百姓飢饉す。使を遣りて賑給しき。</p> <p>7月、今年旱災有りて、百姓の農業皆悉に枯れ損ひぬ。</p> <p>7月、告文「・・・若し狂人の國家を亡さむと謀る事ならば・・・」</p> <p>7月、備前國飢旱す。賑給しき。</p> <p>7月、『天下水疫を憂ふべし』と。是を以て五畿七道をして、幣を國內の諸神に頒ち、金剛般若經を轉讀せしめき。</p> <p>7月、紀伊國言へらく、『伊都郡の人六人部由貴繼、白人男女二人を生む。男は年二歳、長二尺四寸、女は五歳、長三尺一分なり。兩兒生まれて肌膚、鬢髮、眉、眼、身を擧げて純白雪の如し。因りて暗夜には見るを得れども、白日には向ふこと能はず。父母隱藏して養成へり。今其の形を圖きて進る』と。</p> <p>8月、下總國飢旱す。賑給しき。</p> <p>9月、紀夏井は左京の人、美濃守從四位下善岑の第三子なり。夏井、眉目疎朗にして身長六尺三寸なり。</p> <p>10月、備中國、哲多、英賀の兩郡の百姓に復二年を給ひき。旱疫を以てなり。</p> <p>10月、讃岐國の浪人江沼美都良麻呂、香河郡の百姓縣春貞を殺す。・・・美都良麻呂、春貞の宅に相共に飲酒し、言論を相ひ鬭はす。</p> <p>10月、近京の四十三寺に金剛般若經、般若心經を轉讀せしめき。以て灾禍を消伏せしなり。</p> <p>12月、勅「鎮守府の醫師は、六年を以て秩限と爲し給ひき。」</p>
867	貞観9年	清和	<p>2月、是の年、内外儉乏して、人庶飢に阻みき。就中畿内は特に甚だしく、盜賊群れ起り、或は道路に遮りて人を脅して掠め奪ひ、或は屋舎を窺ひて火を行けて盗みに入る。</p> <p>2月、去年の災旱を承けて、京邑飢ゑ儉し。詔して米三百廿石、粃二千石、鹽卅五斛、新錢一百貫を以て、東西の京の乏絶しき人を賑恤し給ひき。</p> <p>5月、大納言正三位平朝臣高棟薨じき。高棟は長六尺、鬢髯美しかりき。</p> <p>5月、京城京邑に病苦みて死喪ぬる者衆し。仍りて朱雀門に大祓しき。</p> <p>7月、美作國大庭、眞嶋兩郡の百姓の課役を復すこと一年なりき。山谷の</p>

868	貞観 10 年	清和	<p>間にして黎庶貧弱しければなり。</p> <p>4 月、使を近京の十七箇寺に遣りて功德を修せしめき。天皇の聖體不豫なるを以てなり。</p> <p>4 月、能登國司をして、廿の僧を氣多神を延きて金剛般若經千卷を讀ましめき。帝の病の平復を祈りしなり。</p> <p>6 月、淡路國飢う。正税の稻一萬束を貸借しき。</p> <p>12 月、朱雀門前に京邑の貧しき人を召し集へ、物賜ふこと差有りき。</p> <p>12 月、太皇太后、六十の僧を東京の宮に請じて、薰修にして經を講じ、京師の貧窮者を朱雀の大路へ會へて物賜ふこと各差有りき。后春秋始めて六十に滿ち給ふ。賀して善を修し給ひしなり。</p>
869	貞観 11 年	清和	<p>正月、陰陽寮言しけらく、『今年夏季、當に疾病有るべし』と。是に至りて勅し、五畿七道の諸國をして幣を境邑の諸神に班ち、并せて金剛般若、摩訶般若等の經を轉讀し、三箇日を限りて訖り、經を轉ずる間は殺生を禁斷せしめ給ひき。</p> <p>5 月（陸奥國に大津波あり）、陸奥國、地大に震動りて、流光晝の如く隱映す。頃之人民叫呼び、伏して起つ能はず、或は屋仆れて壓され死に、或は地裂けて埋もれ瘞にき。馬牛は駭き奔りて或は相昇り踏む。城郭倉庫、門櫓牆壁の頽覆るものは其の數を知らず。海口は哮吼えて、聲雷霆に似、驚濤涌潮り、浜涸き漲長りて忽ちに城下に至り、海を去ること數十百里、浩浩として涯涘を辨へず、原野も道路も惣て滄溟と爲り、船に乗るに違あらず、山に登るも及び難くして、溺れ死ぬる者千許、資産も苗稼も殆と子遺無かりき。</p> <p>7 月、典藥寮の乳師、藥園師等に並びに解由を責めき。</p> <p>10 月、詔「如聞、・・・陸奥國境に、地震尤も甚しく、海水暴に溢れて患となり、或は城宇頻りに壓れて殃を致すと。・・・今使者を遣りて、就きて恩煦を布かしむ。・・・既に死にし者は盡く收殮を加へ、其の存ける者には詳に賑恤を崇ねよ。其の害を被ること太甚だしき者は、租調を輸さしむるなかれ。鰥寡孤獨の、窮して自ら立つ能はざる者は、在所に斟量して厚く支へ濟くべし。」</p> <p>10 月、勅「如聞、肥後國迅雨暴を成し、坎德災を爲して、田園似に淹傷し、里落其に由りて蕩盡しきと。・・・又壞垣毀屋の下の有らゆる殘屍亂骸は、早く收埋を加へて曝露せしむべからず。」</p> <p>11 月、安藝國旱す。詔して當年の田租五分を免し給ひき。</p> <p>12 月、能登國羽昨、能登、鳳至、珠洲の四箇の郡の新附の百姓四百九十八人を優み復すこと一年なりき。</p>

870	貞観12年	清和	<p>正月、春澄善繩薨じき。・・・爲人陰陽を信じ、拘忌する所多く、物怪ある毎に、門を杜して齋禁して人を通ぜしめず、乃ち一月の中に門扉十たび閉すに至りき。</p> <p>2月、京師飢う。賑給しき。</p> <p>3月、藤原峯嗣卒す。・・・峯嗣自ら申請して、家業を繼がむとし、仍りて醫得業生に補せられき。醫得業生、此よりして始る。</p> <p>5月、河内國の年穀登らず、民飢饉に苦みき。太政官處分して、境内の富豪の貯へし稻一萬三千束を借りて百姓に班給し、秋を待ちて返給せしめき。</p> <p>6月、類月淫霖ふり、京師飢饉す。賑給しき。</p> <p>8月、隱岐國の貞観七八兩年に疫死せし百姓三千一百八十九人を免除しき。</p> <p>8月、制あり、「諸國の權史生、博士、醫師の遷任せし者は、籤符に遣されし歴を注し、讓に依りて相ひ代りし者は、前人の歴を注せ。」と。</p> <p>10月、伯耆國飢ゑ、疫死する者衆し。河村、久米、會見、日野の四郡の百姓に一年を優復しき。</p> <p>12月、常陸國信太、那珂の兩郡の百姓一千二百人を復しき。早して飢ゑければなり。</p> <p>12月、制あり、「諸國の非受業の博士醫師は、四年を以て秩限と爲せ。但し出羽及び太宰の管内の諸國は、五年を限と爲せ。」と。</p> <p>12月、制あり、「諸國の博士、醫師、受業師の料は、請へる公廩の十分の一を割きて、本の寮に送り納めよ。」と。</p> <p>12月、制あり、「疫死を檢し併せて賑給する使は、不堪田を檢する使に准ひて程期を爲せ。」と。</p>
871	貞観13年	清和	<p>正月、皇太后御體不豫なり。仍りて内宴を停じき。</p> <p>3月、河内國去年水旱あり、農民業を失ひき。詔して、攝津國の正税の稻五萬束を賜ひき。</p> <p>5月、出羽國司言しけらく、「・・・又塚墓の骸骨、其の山水を汚ししに因り、是れに由りて怒を發して山を焼き、此の災異を致す。・・・」と。</p> <p>6月、美濃國土岐、惠奈の兩郡の百姓の調庸を復すこと一年なりき。</p> <p>7月、雷なり雨ふりき。東の京に人の震たれて死ぬるもの有りき。</p> <p>閏8月、霖雨未だ止まず、東京の居人の水損に遭ひし者卅五家百卅八人、西京は六百卅家三千九百九十五人なり。穀鹽を賜ふこと各差ありき。</p> <p>閏8月、百姓の葬送放牧の地を制定めき。</p>
872	貞観14年	清和	<p>正月、是の月、京邑の咳逆の病發り、死亡むる者衆かりき。人間言はく、『渤海の客來り、異土の毒氣の然らしむるなり』と。是の日、建禮門前に大祓して厭ひき。</p> <p>3月、太政大臣咳逆を患ひ、去る二月十五日に禁中の直廬より出でて、私</p>

872	貞観 14 年	清和	<p>第に在りき。</p> <p>3月、詔「・・・天下の道俗の高年者、鰥寡孤獨、篤癯の類は、量りて賑恤を加へよ。」</p> <p>3月、大風雨。京師の絶乏者を賑給しき。</p> <p>4月、尾張國去年澇旱す。乏絶者を賑給しき。</p> <p>8月、備後國安那郡の人安那豊吉賣、三男を一に産みき。稻三百束、乳母一人を給ひ、三年の間糧を給ひき。</p>
873	貞観 15 年	清和	<p>3月、陸奥國頻年登らず、之を賑給しき。</p> <p>6月、京邑飢う。倉廩を開きて賑給しき。</p> <p>6月、河内國飢う。攝津國の正税の稻一萬束を以て賑給しき。</p> <p>9月、遠江國引佐、長上郡の百姓に復一年を給ひき。</p> <p>12月、大宰府の廓中に飢疫あり。賑給しき。</p> <p>12月、但馬國城崎郡に澇旱あり、百姓の窮困する者漆佰肆拾漆人なり。復一年を給ひき。備後國年來凋殘し、百姓貧窮す。仍りて尤も甚しき者十四郡七千四百一十三人に復一年を給ひき。</p>
874	貞観 16 年	清和	<p>4月、清原秋雄は細行を脩めず、飲酒過差に、晩節は沈酔して、日に給するに暇あらざりき。</p> <p>5月、京邑飢ゑき。賑給しき。</p> <p>6月、右近衛の清井冬行、病の後狂發ひて、馬に騎り、馳せて郁芳門より入りき。</p> <p>8月、朱雀大路の豊財坊門倒覆し、抱關の兵士ならび并に妻子四人壓死しき。東西の河流、汎溢蕩々として、百姓及び牛馬の没溺して死ぬる者其の數を知らず。</p> <p>9月、東西の京、風水の損を被り、尤も甚しき者三千一百五十九家なりき。倉廩を開きて賑給しき。</p> <p>10月、詔「其の屍骸漂散して主名を得ざる者は、官爲に鉤求し、意を加へて埋掩せよ。災を被りし郡縣は、當年の徭を免じ、夫の民の窮して自ら濟ふ能はざる者は、量りて賑救を加へよ。」</p> <p>11月、多治真人貞岑卒す。晩年閑居し、愛樂して酒に沈み、酩酊して日を送り、家事を問はず、常に清酤に對して友を招きて酌みき。</p> <p>11月、陸奥國小田牡鹿の二郡の百姓に復二年を給ひき。</p> <p>11月、參河、因幡の兩國、秋風水あり。當年の租五分を免じき。</p>
875	貞観 17 年	清和	<p>5月、伯耆國言しけらく、『牛有りて犢を生む、一身にして兩頭、三眼三角二口、面各相背きて遍身灰色なり。既に産みし後、母は狼の爲に害せられ、犢も亦</p>

			<p>死にき』 と。 11月、但馬國、去年水損あり。借貸せる正税は四分の一を充てしめき。 11月、詔して天下に頒下して般若心経を讀ましめ、既に其の災を免れき。 11月、勅して、伊勢國の去年の田租八分を免じ給ひき。風水災を爲せばなり。 12月、勅して、五畿七道の諸國をして幣を境内の名神に奉り、及國分の二寺、諸の定額の定額寺に僧七口を屈き、三日を限りて、晝は金剛般若経を轉じ、夜は藥師觀音の號を念ぜしめ給ひき。明年三合に當る。豫め水旱疾疫兵喪火災を攘ひ除ひ除くなり。</p>
876	貞觀 18 年	清和	<p>2月、大原野の祭を停じき。大膳職の死穢に觸れしを以てなり。建禮門前に大祓しき。 3月、霖雨ふりて、京城の人飢う。賑給しき。 6月、京師飢饉しき。使を遣りて賑恤し、後院の物を給ひき。 7月、丹後、美作の兩國飢疫す。絶乏の戸を賑給しき。 7月、丹後國比年水旱して百姓飢餓す。詔して穀穎三萬斛を絶乏の戸に借貸し給ひき。 11月、熱き病頻に發り、御體疲弱して、朝政聽くに堪えず。加以、此年の間、災異繁く見れて、天の下寧きことなし。</p>
877	元慶元年	陽成	<p>正月、左右京五畿内の鰥寡孤獨自ら存ふことえせぬ者、及び天の下の侍給れる人等に、御物給ふ。又諸國の貞觀七年以住の調庸未進の民の身に在る者、盡に免し給はくと勅り給ふ天皇が御命を、衆聞し食せと宣り給ふ。 正月、去年亢旱ありて、京師及び畿内の諸國飢饉し、河内和泉を尤も甚しと爲す。公卿會議して、東西の京中に常平司を置きて官米を出し賣り、亦使を河内和泉の兩國に遣りて絶乏しき戸を賑給しき。 3月、米一百五十斛、穀一千斛を以て、東西の京の僧尼男女の自存ふこと能はざる者を賑給しき。 4月、宜しく尾張、但馬、備後等三國の百姓の當年の徭役十日を復すべし。就中瑞の正出し所は、特に優矜むべし。其の葦田郡は今年の調を輸すなかれ。春部及び養父郡は並びに當年の庸を免さむ。 8月、天皇、聖體不豫なり。 8月、名僧を清涼殿に延屈きて修法を始め、七日を限りて訖りき。天皇、</p>

878	元慶2年	陽成	<p>聖體乖豫して、未だ平善に就き給はざるを以てなり。</p> <p>9月、重陽の節を停じき。去る八月朔より聖體乖和して、攝理未だ驗あらざるを以てなり。</p> <p>正月、勅して、播磨國の不動穀六千斛を轉じて和泉國に充て、百姓に班給し給ひき。去年の旱飢を以てなり。</p> <p>正月、去年亢旱ありて、京師及び畿内の諸國飢饉し、河内和泉を尤も甚しと爲す。</p> <p>正月、東西の京中に常平司を置きて、官米を出し賣り、亦使を河内和泉兩國に遣りて、絶乏しき戸を賑給しき。</p> <p>2月、備後國飢う。絶乏しき戸二千四十人を優復しき。</p> <p>2月、京師飢う。賑給しき。</p> <p>2月、備前國の不動穀一萬斛を河内國に運び充てて、百姓に班給せしめ給ひき。去年早損ありて、民多く飢餓ゑたるを以てなり。</p> <p>4月、炎旱殊に甚しく、農夫耒を弃て朝廷憂を爲しき。</p> <p>5月、攝津國旱飢す。詔して、播磨備前兩國の不動穀各三千斛を轉運びて、百姓に班賦ち給ひき。</p> <p>5月、大和國去年大旱して、百姓飢饉す。詔して、正税三萬束を以て絶乏の戸七萬八千八百一十人を賑給し給ひき。</p> <p>6月、攝津國頻年災旱し、道殣路に盈つ。糒一百斛を以て賑給しき。</p> <p>9月、關東の諸國地大震裂し、相摸武藏を特に尤も甚だしと爲す。其の後五六日震動止まず、公私の屋舎一として全き者無く、或は地窪陥して往還通ぜず、百姓の壓死は勝げて記すべからず。</p>
879	元慶3年	陽成	<p>3月、山城國の正税稻三萬束を以て大和國に充給しき。頻年損に遭ひて百姓の彫弊せしを以てなり。</p> <p>3月、米一百五十斛、穀一千斛を以て東西京の僧尼男女の自存する能はざる者を賑給しき。</p> <p>5月、上總國司言しけらく『頻年災疫して百姓多く死に、調庸租税、未進猥りに積る。望請はくは、二箇年間出舉を停止し、公營田を佃るには正税の本穎を式に依りて借貸し、穫し稻と残りし穎とを帳に附して言上せむ』と。</p> <p>6月、東西京の飢饉病困者を賑給しき。</p> <p>11月、詔「・・・天下の高年者には宜しく物を量り賜ふべし。・・・」</p> <p>11月、詔「・・・天の下の高年の人どもにも物賜ふ。・・・」</p> <p>12月、天下の高年に、宜しく物を量り賜ふべし。・・・九十已上の老人に</p>

880	元慶4年	陽成	<p>各正税穀一斛を賜ふべし。</p> <p>11月、太上天皇聖體不豫なり。</p> <p>11月、使者を甘一寺に分ち遣りて功德を修し給ひき。太上天皇の聖體乖豫して、未だ平復すること有らざればなり。</p>
881	元慶5年	陽成	<p>2月、出羽國雄勝、平鹿、山本三郡の百姓に、調庸を復すこと一年なりき。</p> <p>3月、京師の飢窮病困して自存する能はざる者を賑給しき。</p> <p>6月、京師の困乏せる者を賑給しき。</p> <p>11月、京中の貧窮者を鴨の河邊に召集して賑給しき。</p>
882	元慶6年	陽成	<p>正月、諸老人の年百歳已上なるには穀五石賜ふ。九十已上なるには三石、八十已上なるには一石、孝子順孫、義夫節婦は、其の門閭に表して、身を終ふるまで事へまつらしむること勿かれ。鰥寡孤獨、篤疾重病、自ら存ふことえせぬ者には、物量り賜ふべし。</p> <p>5月、京師の貧困病患の輩を賑給しき。</p> <p>6月、權僧正法印大和尚位遍照、七條起請す。・・・其の七、『毒を流して魚を捕ふるを禁ずべき事。如聞、諸國の百姓夏節に至る毎に、諸の毒木の皮を剥ぎ取り、搗き碎きて河上に散す。其の下流に在る者、魚蟲の大小、種を擧げて共に死すと。・・・』</p> <p>6月、因幡出雲兩國の正税の穀三千斛を伯耆國に賜ひ、百姓に班給して農業を勤めしめ給ひき。</p>
883	元慶7年	陽成	<p>正月、山城、近江、越前、加賀等の國をして、官舎道橋を修理し、路邊の死骸を埋瘞せしめき。渤海の客京に入るべきを以てなり。</p> <p>3月、大風雨水。東西の飢民を賑給しき。</p> <p>6月、武藏國飢饉す。正税稻六萬束を以て賑恤しき。</p>
883	元慶7年	陽成	<p>11月、散位從五位下源朝臣蔭の男益、殿上に侍りて猝然に格ち殺されき。禁省事を祕して外人知ること無し。</p>
884	元慶8年	光孝	<p>2月、兩京五畿内の鰥寡孤獨自ら存ふことえせぬ者、及び天の下の侍給れる老人に、御物賜ふ。</p> <p>3月、東東京の飢民を賑給しき。</p> <p>6月、偷兒民部の廩院の倉に入りて米一斛五斗を盗み取り、夜を行る者の爲に捕得せられき。偷兒刀を引き自ら刺して死なず、檢非違使をして獄に送り入れしめき。</p> <p>8月、出雲國の正税稻八萬束、長門國の三萬束を各の部内の百姓に班給し</p>

885	仁和元年	光孝	<p>き。去年登らずして民に宿儲無く、苗種下らずして農業廢すべきを以てなり。</p> <p>閏3月、左辨官の使部大石益行の妻、女を産みき。臀の大孔無く糞口より出でき。但し其の陰は常人の如し。數日にして死にき。</p> <p>5月、京城の飢民を賑給しき。</p> <p>6月、偷兒民部の廩院の倉に入りて米一斛五斗を盗み取り、夜を行る者の爲に捕得せられき。偷兒刀を引き自ら刺して死なず、檢非違使をして獄に送り入れしめき。</p>
886	仁和2年	光孝	<p>3月、天皇、聖體不豫なり。</p> <p>3月、帝、近日聖體和に乖る。是の日、平復し給ひき。</p> <p>4月、雷雨。諸衛、殿前に陣しき。路ゆく女あり、雨を避けて、東京三條の前近江大目臺助範の宅に隠れ立ち、忽然震死にき。</p> <p>6月、今月朔より霖雨して京師飢う。倉廩を開きて賑しき。</p> <p>8月、天皇、聖體不豫なり。太政大臣及び諸公卿殿上に侍宿し、使者を近京の諸寺に遣りて、轉念の功德を修せしめき。</p> <p>10月、天皇、聖體不豫なり。使者を近都の諸寺に分ち馳せて、功德を修して祈り奉りき。</p> <p>10月、帝の病未だ損へず。親王公卿皆侍り、亦諸寺に於て經を轉じき。</p> <p>10月、延曆寺の座主圓珍を紫宸殿に延屈して護摩法を修せしめ、限るに五日を以てしき。帝の病の平愈し給はむことを祈りしなり。</p>
887	仁和3年	光孝	<p>6月、去る五月より霖雨ふり、此に至りて未だ止まず、京師飢餓す。倉廩を開きて、兩京乏絶の民を賑給しき。</p> <p>6月、右近衛將監正六位上在原朝臣遠瞻、致仕中納言在原朝臣行平の鴨河邊の第に在りて震死にき。</p> <p>7月、地大震動し、數剋を經歷して震ること猶止まず。．．．諸司の倉屋及び東西の廬舎、往往顛覆し、壓殺せらるる者衆く、或は失神して頓死する者有りき。</p> <p>8月、宿徳の名僧百口を紫宸、大極の兩殿に延きて、大般若經を轉讀せしめ、三箇日を限りき。災異を攘ひ年穀を祈りしなり。</p> <p>8月、大風雨あり、樹を抜き屋を發き、東西京中の居人の廬舎顛倒するもの甚だ多く、壓殺せらるる者衆かりき。</p> <p>8月、天皇聖體乖豫なり。</p>